

問 合 わ せ 先	下水道局管理部管理課使用料係
	241-8258 (内線 5887)

下水道使用料の減免

1 支援策の内容

平成 30 年 7 月豪雨による被災者の生活再建を支援することを目的とし、下水道使用料を減免します。

2 減免対象者

令和元年 7 月 31 日時点においても生活再建途中で、令和元年 8 月以降も継続して仮住宅に居住される方

なお、広島県内及び 200 万人広島都市圏を構成する山口県内の市町で被災され、令和元年 7 月 31 日時点においても生活再建途中で、令和元年 8 月以降も継続して仮住宅に居住される方についても、令和元年 8 月検針分から対象とします。

3 減免の内容

令和 2 年度 3 期定例検針分（令和 2 年 8 月及び 9 月検針）までの下水道使用料について全額を免除します。

4 手続き方法

水道局各営業所へお問い合わせください。

地 域	営 業 所	
中 区	中央営業所	中営業係 (TEL:221-5522 FAX:511-6925)
東 区		東営業係 (TEL:511-6922 FAX:511-6925)
南 区		南営業係 (TEL:511-6933 FAX:221-3060)
西 区		西営業係 (TEL:511-6944 FAX:221-3060)
安佐南区	安佐南営業所 (TEL:831-4565 FAX:877-0679)	
安佐北区	安佐北営業所 (TEL:819-3958 FAX:814-8859)	
安芸区、安芸郡府中町・坂町	安芸営業所 (TEL:821-4949 FAX:823-6624)	
佐伯区	佐伯営業所 (TEL:923-4121 FAX:922-6985)	